

旧統一教会の 調査を提言へ

不当な献金に規制も

消費者庁検討会

靈感商法などの対策を議論してきた消費者庁の有識者検討会が近く取りまとめた提言の内容が、関係者への取材で分かった。論点の一つだった不当な寄付・献金については新たな規制導入を求める方向で調整。世界平和統一家庭連合（旧統一教会）を宗教法人法に基づき調査するよう所轄庁に求めるほか、消費者契約法で定めた契約の取り消し期間の延長なども盛り込む方向となっている。

八月下旬に始まった検討会の議論はほぼ終わり、現在取りまとめ作業が行われている。提言は現行法の積極活用や新たな法整備を提案するものとなるが、新規制の導入には慎重論もあり、内容が変わる可能性もある。提言は河野太郎消費者担当相に提出され、来週にも公表される見通し。

岸田文雄首相は十四日、NHKのインタビューで、教団への対処に関して「宗教法人法など関連法との関係をしっかりと確認し、厳正に対応していく」と述べた。関係者によると、「これまでの検討会では、寄付を契約と捉えられないケースや本人以外の第三者による救

済の難しさが指摘され、消費者契約法での対応には限界があるとの声が上がっていた。そのため提言には、新法などによって不当な寄付自体を規制すべきだと意見が入る方向だ。

また、宗教法人法に基づいて教団に報告を求めたり質問したりする調査を、他の行政機関と連携して進めよう所轄庁に求める。同法には解散命令に関する規定があり、調査が実際に行われた場合、結果次第では解散命令の請求につながる可能性もある。宗教法人法は、都道府県知事や文部科学相を宗教法人の所轄庁と定めている。

靈感商法で結んだ契約を取り消せる消費者契約法について、取り消すことができる契約の範囲を拡大するよう法改正を要望。契約から一年、被害に気付いてから一年とする現行の行使期間の延長も盛り込む。

旧統一教会の解散命令請求については、政府が十四日、「憲法の定める信教の自由の趣旨を踏まえれば、所轄庁の関与は抑制的であるべきで、請求は十分慎重に判断すべきだと考える」とする答弁書を闇議決定した。